

【表1】子ども入院医療費助成制度の所得制限限度額 (平成21年7月1日現在)

扶養親族の数	所得制限限度額	扶養親族の数	所得制限限度額
0人	3,401,000円	3人	4,541,000円
1人	3,781,000円	4人	4,921,000円
2人	4,161,000円	5人	5,301,000円

※扶養親族の数は、税法上の扶養親族数のことを表しています。
 ◎心身障害者医療費助成を受けることができる人は、心身障害者医療優先で申請願います。

の自己負担額が一定額を超えたときに、その超えた額が後で保険者から支給される制度
 (注2)健康保険を適用して治療を受けたときに診療所や病院などの窓口で支払った自己負担に対する保険者独自の給付制度

助成の方法

子ども入院医療費の助成は、次のように行われます(図1)
 ①入院後、医療機関などでいったん、医療費を支払います。
 ②「子ども入院医療費助成申請書」(オレンジ色で市民福祉課窓口にて備えてあります)に医療機関の証明をもらうか、受診した児童の氏名、受診日、診療点数などがわかる領収書(レシートは不可)を添付して各総

助成対象とならないもの
 食事代
 診断書代

【図1】子ども入院医療費の助成はこうして行われます

対象となる児童・生徒が病気やケガで入院

① 医療機関でいったん医療費を支払います。

② 医療費助成申請書に医療機関の署名または、必要な領収書などを添付して総合支所に申請します。

③ 対象となる医療費分の費用が口座に振り込まれます。



合支所市民福祉課へ提出します。
 ③対象となる医療費分の費用が後日口座振込で、助成されます。
 ※入院に係る医療費を支払った日から2年以内に申請してください。期間を超えた場合は助成の対象にはなりません。
 ※母子・父子家庭医療費を受

給されている人は「母子・父子家庭医療費助成申請書」と「子ども入院医療費助成申請書」の両方の提出が必要です。また「母子・父子家庭医療費助成申請書」は原則医療機関へ提出してもらいますが、「子ども入院医療費助成申請書」と一緒に市民福祉課窓口へ提出も可能です。

申請に必要なもの

- ◆入院した医療機関の領収書 または助成申請書への証明印鑑(シャチハタ以外)
- ◆対象となる児童・生徒の健康保険証の写し
- ◆付加給付の証明 ※社会保険の人は申請書中「付加給付に関する証明」欄に勤務先の事業所からの証明が必要になります。

- ◆所得証明書 (扶養人数の分かるもの)
 ○7月〜9月の入院の場合
 平成20年度課税(平成19年中所得)の所得証明書
 ○10月以降の入院の場合
 平成21年度課税(平成20年中所得)の所得証明書
- ◆保護者名義の通帳の写し(普通預金口座)

※市に当該年の1月1日に住所があり、個人の所得の確認について同意がある場合は、所得証明書の添付を省略できます。

【問い合わせ】
 福祉事務所 子育て支援課
 児童福祉係
 ☎0220(58)5562



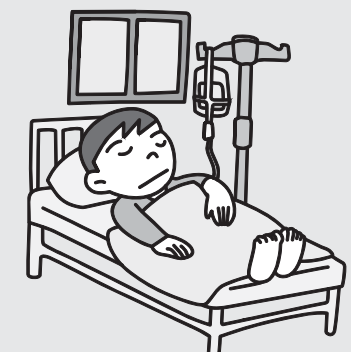
子どもたちの健康保持と健やかな成長を願い
登米市子ども入院医療費助成制度がスタート
 小・中学生が病気やケガなどで入院した際の医療費(健康保険が適応となる診療のみ)のうち、自己負担額を市が助成する「子ども入院医療費助成制度」が新たにスタートしました。
 子どもたちの健やかな成長と、子育て家庭における経済的負担の軽減を目的とする新制度。今月号では、「子ども入院医療費助成制度」の詳細を紹介します。

助成の対象となる人

◆児童・生徒または、保護者が市内に住所を有している人
 ※「児童・生徒」とは、7歳になった日の属する年度の4月1日から15歳になった日以降最初の3月31日までの間にある人で、他市町村助成制度の対象者や、乳幼児・心身障害者医療費の助成を受けている人は助成対象から除かれます。
 ※母子・父子家庭医療費の助成を受けている人は、入院時の2000円の自己負担額分を、子ども入院医療費で助成し無料となります。また、次に該当する場合は子ども入院医療費の助成を受

対象となる医療費

対象となる児童・生徒が、平成21年7月1日以降に入院した際の医療費の自己負担額分(保険診療分のみ)が助成の対象となります。(入院時の食事療養費や容器代、診断書代、病衣代、差額室料などの保険診療以外のものは、助成の対象とはなりません)。また、高額療養費(注1)、付加給付金(注2)などの支給がある場合は、その額を差し引いての助成となります。(注1)保険診療に係る1ヵ月



けることはできません。
 ◆生活保護を受けている世帯
 ◆助成を受けようとする児童・生徒の保護者の所得が制限限度額以上の場合【表1】